

No.3 千葉市自立・就労サポートセンター稻毛

自治体とのフェイス・トゥ・フェイスによる関係性の構築が、
ハローワークとしての就労支援実績向上にも寄与

1. ハローワーク管内の状況

- 「千葉市自立・就労サポートセンター稻毛」は、稻毛区役所内に設置されたハローワーク常設窓口。
- 「千葉市自立・就労サポートセンター稻毛」を管轄するハローワーク千葉管内の状況は次のとおり。

管轄区域	千葉市のうち中央区(ハローワーク千葉南の管轄区域を除く)、美浜区、花見川区、稻毛区、若葉区、四街道市、八街市、山武市、山武郡横芝光町		有効求人倍率※1	1.36倍(全国:1.20倍)																										
月間有効求人数※1	16,175人		月間有効求職者数※1	11,937人																										
職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>有効求人倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>職業計</td><td>1.07</td></tr> <tr><td>管理的職業</td><td>1.32</td></tr> <tr><td>専門的・技術的職業</td><td>2.05</td></tr> <tr><td>事務的職業</td><td>0.32</td></tr> <tr><td>販売の職業</td><td>1.67</td></tr> <tr><td>サービスの職業</td><td>3.35</td></tr> <tr><td>保安の職業</td><td>10.58</td></tr> <tr><td>農林漁業の職業</td><td>0.33</td></tr> <tr><td>生産工程の職業</td><td>2.12</td></tr> <tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.55</td></tr> <tr><td>建設・採掘の職業</td><td>7.54</td></tr> <tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.56</td></tr> </tbody> </table>	職業	有効求人倍率	職業計	1.07	管理的職業	1.32	専門的・技術的職業	2.05	事務的職業	0.32	販売の職業	1.67	サービスの職業	3.35	保安の職業	10.58	農林漁業の職業	0.33	生産工程の職業	2.12	輸送・機械運転の職業	1.55	建設・採掘の職業	7.54	運搬・清掃等の職業	0.56
職業	有効求人倍率																													
職業計	1.07																													
管理的職業	1.32																													
専門的・技術的職業	2.05																													
事務的職業	0.32																													
販売の職業	1.67																													
サービスの職業	3.35																													
保安の職業	10.58																													
農林漁業の職業	0.33																													
生産工程の職業	2.12																													
輸送・機械運転の職業	1.55																													
建設・採掘の職業	7.54																													
運搬・清掃等の職業	0.56																													
職業別有効求人倍率※1 (常用パート)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>有効求人倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>職業計</td><td>1.22</td></tr> <tr><td>管理的職業</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.88</td></tr> <tr><td>事務的職業</td><td>0.48</td></tr> <tr><td>販売の職業</td><td>2.55</td></tr> <tr><td>サービスの職業</td><td>2.86</td></tr> <tr><td>保安の職業</td><td>13.85</td></tr> <tr><td>農林漁業の職業</td><td>1.71</td></tr> <tr><td>生産工程の職業</td><td>2.17</td></tr> <tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>2.55</td></tr> <tr><td>建設・採掘の職業</td><td>1.55</td></tr> <tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>1.87</td></tr> </tbody> </table>	職業	有効求人倍率	職業計	1.22	管理的職業	1.00	専門的・技術的職業	1.88	事務的職業	0.48	販売の職業	2.55	サービスの職業	2.86	保安の職業	13.85	農林漁業の職業	1.71	生産工程の職業	2.17	輸送・機械運転の職業	2.55	建設・採掘の職業	1.55	運搬・清掃等の職業	1.87
職業	有効求人倍率																													
職業計	1.22																													
管理的職業	1.00																													
専門的・技術的職業	1.88																													
事務的職業	0.48																													
販売の職業	2.55																													
サービスの職業	2.86																													
保安の職業	13.85																													
農林漁業の職業	1.71																													
生産工程の職業	2.17																													
輸送・機械運転の職業	2.55																													
建設・採掘の職業	1.55																													
運搬・清掃等の職業	1.87																													

※1…令和4年1月時点

2. 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景

- 連携先：千葉市稻毛区保健福祉センター社会援護課、千葉市生活自立・仕事相談センター稻毛
- 背景：千葉市とハローワーク千葉双方の働きかけにより、お互いの機能が近くにあった方が就労支援する上で連携がしやすいなどのメリットがあり、双方の合意の元で事業を開始。当施設は平成27年12月に設置。

3. 自治体・外部との連携内容

●市・自立相談支援機関との連携

|| 同敷地内という近さを活かした連携を展開

- ・支援対象者に対する支援に当たり、「稻毛区保健福祉センター社会援護課」と自立相談支援機関の「千葉市生活自立・仕事相談センター稻毛」の2つの関係機関と日々連絡を取り合っている。
- ・市の社会援護課と自立相談支援機関は同じ建物内にあり、千葉市自立・就労サポートセンター稻毛は同敷地内に設置。
- ・支援対象者にとって、相談機関利用時の交通費や時間等の観点からも、同敷地内に福祉の窓口と就労の窓口が設置されているのはメリット。

● 千葉市社会福祉協議会との連携

|| 支援の前段階で貸付が必要な方は社会福祉協議会につなぐ

- ・生活困窮者の方や住居確保給付金受給者等について、社会福祉協議会と連携。例えば、当施設に直接来所した方で、「当面の生活費が確保できない」という話があれば、生活福祉資金貸付制度に基づいてお金を借りることができる旨を案内し、社会福祉協議会につないでいる。千葉市社会福祉協議会の稻毛区事務所も同敷地内にあるため、「場所はこちらです」と案内することが可能。

● 千葉市ふるさとハローワークいなげとの連携

|| 一般求職者を対象としたハローワークから当施設につなぐことも

- ・当施設は「千葉市ふるさとハローワークいなげ」と併設（千葉市ふるさとハローワークいなげ：市が実施する就労・生活支援相談とハローワークが実施する求職者を対象とした職業相談を一体的に行っている施設）。
- ・千葉市ふるさとハローワークいなげに来所した生活困窮者の方々で、専門的な支援が必要と判断された場合には、当施設につないでもらう。そこからさらに自立相談支援機関の「千葉市生活自立・仕事相談センター稻毛」や、住居確保の必要性があれば、「稻毛区保健福祉センター社会援護課」につなぐケースも。

4. 自治体との連携が進むことによって得られているメリットや効果

|| 支援対象者に関する詳細な情報の把握がハローワークの就労支援に活かされる

- ・市や自立相談支援機関との連携体制を構築し、情報を共有することで、支援対象者の就労経験や希望職種、支援内容に関する要望等を詳細に把握でき、就労支援に活用できることが一番のメリット。
- ・ハローワークへの支援要請に当たっては、生活保護受給者等就労自立促進事業の個人票Aに基づいて、支援対象者の方の希望職種や精神疾患の状況等を把握し、ご本人と自立相談支援機関、千葉市自立・就労サポートセンター稻毛で三者面談を実施した上で、対象者として選定する流れ。

連携が深まることにより、支援要請頻度も増加

- ・連携構築が進み、自立相談支援機関からの支援要請の頻度も増加。当施設としても多くの支援対象者の方を就労に結びつけるという目標があるため、自立相談支援機関からの送り込み（支援要請）の頻度が増えることにより、当施設としての役割・目標を達成可能に。

5. 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること

●支援対象者の支援における工夫

- ・複合的な課題を抱えている可能性のある方など、ハローワークだけでは支援が困難な対象者が多い。このため、自立相談支援機関との連携・情報共有や「チームで支援する」ことを大事にしている。

●支援対象者の応募先の確保における工夫

- ・企業との関係性の構築が重要。企業の担当者の来所時に、「このような方がお仕事を探しています」と伝えると、支援対象者の特性をご理解いただいた上で、すぐに面接につながったケースのように、企業との関係性の構築が支援対象者の早期就労につながる。

6. 取組みのポイント



フェイス・トゥ・フェイスの関係構築

- ・市や自立相談支援機関と良い関係性を保つために、時間があればできるだけ市や自立相談支援機関を訪れ、対面での情報交換を行っている。デスクに座って向こうから来るのを待っているのではなく、こちらから出向いて積極的に市や自立相談支援機関と話し合いを行うことを大事にしている。そのような日々の行き来が関係性の構築につながっていることから、フェイス・トゥ・フェイスの関係性はとても重要。



市や自立相談支援機関と共通の目標意識を持つ

- ・支援対象者の支援の方向性について随時共有しており、自立相談支援機関からの送り出しに伴う情報共有や「この方はこういった職種を希望している」という情報を得ながら、求人の選定・提案や面談を行っている。
- ・支援期間中に何らかの問題が起こった際は、市の相談員やコーディネーターと解決策を話し合うなど、市とハローワークで同じ方向を向いた就労支援ができている。

7. 今後の課題・展望

- ・当施設の特徴として、高齢者や精神疾患を抱える支援対象者、就労意欲の低い対象者も多く存在するため、そのような方に向いている求人の開拓を行い、マッチング率の高い事業所数を充実させていくことが重要。

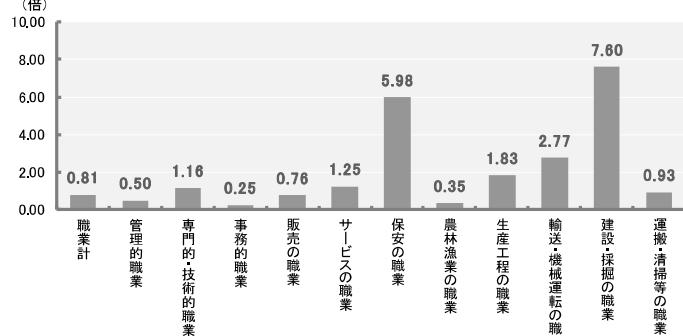
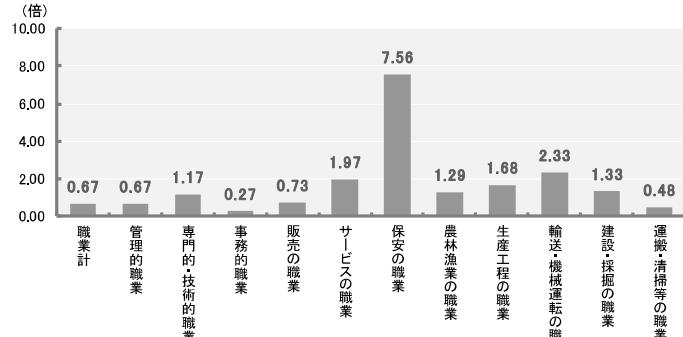
No.4 江東就職サポート

自治体と連携・情報共有しつつ、
対象者一人ひとりの心に寄り添って丁寧な就労支援を実施

1. ハローワーク管内の状況

・「江東就職サポート」は、江東区役所内に設置されたハローワーク常設窓口。

・「江東就職サポート」を管轄するハローワーク木場管内の状況は次のとおり。

管轄区域	江東区、江戸川区	有効求人倍率※1	0.80倍(全国:1.20倍)																											
月間有効求人数※1	146,706人	月間有効求職者数※1	182,601人																											
職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)			 <table border="1"><caption>職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)</caption><thead><tr><th>職業</th><th>倍率</th></tr></thead><tbody><tr><td>職業計</td><td>0.81</td></tr><tr><td>管理的職業</td><td>0.50</td></tr><tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.16</td></tr><tr><td>事務的職業</td><td>0.25</td></tr><tr><td>販売の職業</td><td>0.76</td></tr><tr><td>サービスの職業</td><td>1.25</td></tr><tr><td>保安の職業</td><td>5.98</td></tr><tr><td>農林漁業の職業</td><td>0.35</td></tr><tr><td>生産工程の職業</td><td>1.83</td></tr><tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>2.77</td></tr><tr><td>建設・採掘の職業</td><td>7.60</td></tr><tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.93</td></tr></tbody></table>	職業	倍率	職業計	0.81	管理的職業	0.50	専門的・技術的職業	1.16	事務的職業	0.25	販売の職業	0.76	サービスの職業	1.25	保安の職業	5.98	農林漁業の職業	0.35	生産工程の職業	1.83	輸送・機械運転の職業	2.77	建設・採掘の職業	7.60	運搬・清掃等の職業	0.93	
職業	倍率																													
職業計	0.81																													
管理的職業	0.50																													
専門的・技術的職業	1.16																													
事務的職業	0.25																													
販売の職業	0.76																													
サービスの職業	1.25																													
保安の職業	5.98																													
農林漁業の職業	0.35																													
生産工程の職業	1.83																													
輸送・機械運転の職業	2.77																													
建設・採掘の職業	7.60																													
運搬・清掃等の職業	0.93																													
職業別有効求人倍率※1 (常用パート)			 <table border="1"><caption>職業別有効求人倍率※1 (常用パート)</caption><thead><tr><th>職業</th><th>倍率</th></tr></thead><tbody><tr><td>職業計</td><td>0.67</td></tr><tr><td>管理的職業</td><td>0.67</td></tr><tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.17</td></tr><tr><td>事務的職業</td><td>0.27</td></tr><tr><td>販売の職業</td><td>0.73</td></tr><tr><td>サービスの職業</td><td>1.97</td></tr><tr><td>保安の職業</td><td>7.56</td></tr><tr><td>農林漁業の職業</td><td>1.29</td></tr><tr><td>生産工程の職業</td><td>1.68</td></tr><tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>2.33</td></tr><tr><td>建設・採掘の職業</td><td>1.33</td></tr><tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.48</td></tr></tbody></table>	職業	倍率	職業計	0.67	管理的職業	0.67	専門的・技術的職業	1.17	事務的職業	0.27	販売の職業	0.73	サービスの職業	1.97	保安の職業	7.56	農林漁業の職業	1.29	生産工程の職業	1.68	輸送・機械運転の職業	2.33	建設・採掘の職業	1.33	運搬・清掃等の職業	0.48	
職業	倍率																													
職業計	0.67																													
管理的職業	0.67																													
専門的・技術的職業	1.17																													
事務的職業	0.27																													
販売の職業	0.73																													
サービスの職業	1.97																													
保安の職業	7.56																													
農林漁業の職業	1.29																													
生産工程の職業	1.68																													
輸送・機械運転の職業	2.33																													
建設・採掘の職業	1.33																													
運搬・清掃等の職業	0.48																													

※1…令和4年1月時点

2. 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景

- ・連携先の自治体：江東区保護第一課・第二課
- ・背景：江東就職サポートの開設（平成26年1月）前から連携。平成20年のリーマン・ショックにより、ハローワーク木場管内においても、住居を失った方や派遣切りの影響を受けた方等がいたことから、ハローワーク内に住居を失った方の相談窓口を設置するとともに、月に1回程度、保護課に出張相談を実施。こうした経緯もあり、「やはり区役所内にハローワークの窓口があったほうが良い」という声もあり、国のアクション・プランに基づく国と地方自治体の一体的実施事業として、江東就職サポートを設置。

3. 自治体・外部との連携内容

●区・自立相談支援機関との連携

|| 就労支援に限らず、まずは広く受け止める相談窓口運営を実施

- ・江東就職サポートは区役所の保護第一課に隣接。主に保護第一課と保護第二課（一課と二課で所管するエリアが異なる）と連携。保護第一課とは日常的に対面及び電話でやりとりしている。二課とは物理的に対面が難しいため電話でやりとりしている。
- ・区の生活相談員が生活上の課題等をヒアリングし、就労支援が必要な場合は当施設へ誘導。
- ・当施設は、住民票・年金・健康保険などを扱う区民課と同じフロアにある。このため、区役所を利用する区民の方から見れば、区役所の中に一般のハローワークがあると受け止め、支援対象者でない区民の方が直接来所する場合がある。また、最初は「仕事を探している」ということで相談から「失業しており、生活費に困っている」という展開になるケースも多く、区役所の生活相談員・就労支援員に誘導し、支援対象者として支援を開始することもある。

●江東区シルバー人材センター等への情報提供

|| ケースに応じて、シルバー人材センターにつなぐことも

- ・支援対象でない方と面談した際に、できる作業が軽作業の方や働く時間が限定的な方など、ご本人の状況や希望に応じてシルバー人材センターの法が適していると判断した場合は、情報提供や相談を行うケースもある（基本的にはハローワークで支援）。

4. 自治体との連携が進むことによって得られているメリットや効果

|| 区の一體的実施事業への理解が効果的な事業運営に直結

- ・区の福祉事務所は連携を開始した当初から非常に協力的で、月日が経つにつれ、関係性はさらに強固なものになっている。一體的実施事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業について理解があることで、事業を円滑に進めることができる。気軽に相談できる体制、チームワークができており、コミュニケーションは円滑。
- ・証明写真の写真代は困窮者にとって負担となるが、区役所が無料で証明写真を撮影してくれるため、身体一つで来所いただいて支援することが可能。

|| 母子家庭の方への対応は区の専門職の強みを活かす

- ・母子家庭の母への支援に当たっては、区の福祉事務所の母子支援員と相談しながら支援を行うケースもある。

5. 支援対象者の支援について工夫していること

●支援対象者の支援における工夫

- ・パソコンで求人を検索できない高齢の人、自分に何ができるか分からず、履歴書への落とし込み方が分からず人が多いため、一人ひとりに親身になって一つひとつ対応している。「仕事の探し方が分からなければ、ハローワークが探します」、「応募書類の作り方が分からなければ、ハローワークがヒアリングして作成します」といった丁寧な支援を大事にしている。
- ・気軽にご相談いただければ、トータルなサポートを行うことが可能です、といった一連の流れの取組が非常に効果的。

6. 取組みのポイント



一人ひとりの支援対象者の心に寄り添う

- ・支援対象者を「一人ひとりの人」として接するという意識が重要。「〇〇さんはこの時間に面接を受けている。面接が終了した頃にフォローの電話を入れてみよう」といったことを地道に行っている。
- ・「どうすれば支援対象の方が納得して早期に就職できるか」ということを常に心がけて、相談に臨んでいる。
- ・就労してもすぐに辞めてしまう人に、諦めずに連絡を絶やさず支援することが大事。
- ・当施設の支援対象者は、生活保護受給者及び生活困窮者等のため、就労意欲喚起を含めた支援の必要性や最低限の生活保障がある生活保護受給者のケースと、生活保障のない生活困窮者のケースでは、その求められる支援のプログラムは異なってくる。このため、それぞれのニーズに適宜応じながら、支援開始から就労までの支援プログラムを組み立てて支援している。
- ・面接した事業所に対して不採用となった理由を丁寧に聞き、次の応募につなげている。事業所のコメントを対象者本人に伝えると逆効果ということもあるため、できるだけ本人に気づいてもらえるよう工夫。



区との連携が支援対象者にとって満足のいく就労につながる

- ・区側との連携がうまくできるかできないかで、事業の進捗度合いや目標達成度も異なる。支援対象者が就労に結びついたとしても「本当に満足していただいているのか」、「その後のフォローアップも気軽に相談に乗ってもらえるか」等も含め、福祉から就労までの総合的な支援として見た場合、いかに区側と連携できているかが肝となる。

7. 今後の課題・展望

- ・今後も引き続き区と連携しながら、さらに当施設の認知度向上も図りながら、一体的に進めていきたい。ハローワークとして、もっとできることがあれば積極的に取り組んでいきたい。
- ・当施設としては「江東就職サポートに行けば、最後までやってくれる」というところを目指している。

No.5 ジョブスポット港北

自治体職員向けのジョブスポット見学会の実施や、生活困窮者等の方を対象とした就職面接会の開催により、一体的実施事業の強みを活かす

1. ハローワーク管内の状況

- 「ジョブスポット港北」は、港北区役所内に設置されたハローワーク常設窓口。
- 「ジョブスポット港北」を管轄するハローワーク港北管内の状況は次のとおり。

管轄区域	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区	有効求人倍率※1	0.88倍（全国：1.20倍）																										
月間有効求人数※1	8,539人	月間有効求職者数※1	9,654人																										
職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>有効求人倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>職業計</td><td>0.84</td></tr> <tr><td>管理的職業</td><td>0.64</td></tr> <tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.11</td></tr> <tr><td>事務的職業</td><td>0.19</td></tr> <tr><td>販売の職業</td><td>1.03</td></tr> <tr><td>サービスの職業</td><td>3.24</td></tr> <tr><td>保安の職業</td><td>0.77</td></tr> <tr><td>農林漁業の職業</td><td>0.87</td></tr> <tr><td>生産工程の職業</td><td>1.62</td></tr> <tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.30</td></tr> <tr><td>建設・採掘の職業</td><td>9.76</td></tr> <tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.56</td></tr> </tbody> </table>	職業	有効求人倍率	職業計	0.84	管理的職業	0.64	専門的・技術的職業	1.11	事務的職業	0.19	販売の職業	1.03	サービスの職業	3.24	保安の職業	0.77	農林漁業の職業	0.87	生産工程の職業	1.62	輸送・機械運転の職業	1.30	建設・採掘の職業	9.76	運搬・清掃等の職業	0.56
職業	有効求人倍率																												
職業計	0.84																												
管理的職業	0.64																												
専門的・技術的職業	1.11																												
事務的職業	0.19																												
販売の職業	1.03																												
サービスの職業	3.24																												
保安の職業	0.77																												
農林漁業の職業	0.87																												
生産工程の職業	1.62																												
輸送・機械運転の職業	1.30																												
建設・採掘の職業	9.76																												
運搬・清掃等の職業	0.56																												
職業別有効求人倍率※1 (常用パート)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>有効求人倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>職業計</td><td>0.96</td></tr> <tr><td>管理的職業</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.03</td></tr> <tr><td>事務的職業</td><td>0.26</td></tr> <tr><td>販売の職業</td><td>0.51</td></tr> <tr><td>サービスの職業</td><td>4.12</td></tr> <tr><td>保安の職業</td><td>1.08</td></tr> <tr><td>農林漁業の職業</td><td>—</td></tr> <tr><td>生産工程の職業</td><td>1.30</td></tr> <tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>3.31</td></tr> <tr><td>建設・採掘の職業</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.84</td></tr> </tbody> </table>	職業	有効求人倍率	職業計	0.96	管理的職業	0.00	専門的・技術的職業	1.03	事務的職業	0.26	販売の職業	0.51	サービスの職業	4.12	保安の職業	1.08	農林漁業の職業	—	生産工程の職業	1.30	輸送・機械運転の職業	3.31	建設・採掘の職業	1.00	運搬・清掃等の職業	0.84
職業	有効求人倍率																												
職業計	0.96																												
管理的職業	0.00																												
専門的・技術的職業	1.03																												
事務的職業	0.26																												
販売の職業	0.51																												
サービスの職業	4.12																												
保安の職業	1.08																												
農林漁業の職業	—																												
生産工程の職業	1.30																												
輸送・機械運転の職業	3.31																												
建設・採掘の職業	1.00																												
運搬・清掃等の職業	0.84																												

※1…令和4年1月時点

2. 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景

- 連携先：横浜市港北区生活支援課
- 背景：平成25年2月に国のアクション・プランに基づき、神奈川労働局と横浜市が協定を締結し、市内の各区役所にジョブスポットを順次開設。ジョブスポット港北は平成27年3月に開設。

3. 自治体・外部との連携内容

● 区・自立相談支援機関との連携

|| 生活支援課とお互いに行き来を行う関係性を構築

- ・ジョブスポット港北は区役所内の4階に設置されており、連携先の生活支援課とは同じ建物内の別フロアに位置。互いに行き来する頻度は多く、直接顔を合わせて報告・連絡・相談を行っている。1日に何度も行き来しており、連携は密。
- ・当施設は、生活支援課からの支援要請に対して「就労」に関する支援を担当。支援要請は日常的に行われており、事前予約だけでなく、当日の支援要請もある。

|| 区と定例のミーティングを実施

- ・毎月1回、朝9時より1時間程度の定例ミーティングを実施。ジョブスポットの担当3名と生活支援課の主任自立相談支援員・自立相談支援員や担当係長が当施設に集まってミーティングを実施。ジョブスポットの利用状況や支援対象者の傾向、前月の就職状況、労働市場の情勢等、共有しておくべき情報等を議題としている。また、支援対象者のリストを共有し、特に情報共有を要する方についての検討を行ったり、事例検討なども実施している。このミーティングはお互いの情報交換の場となっている。
- ・このほか、区が行う定例支援調整会議では、生活支援課、ジョブスポットのほか、社会福祉協議会や若者サポートステーション等も参加。

4. 自治体との連携が進むことによって得られているメリットや効果

|| 支援対象者の複合的な課題の把握や、支援の方向性の決定がスムーズに

- ・区とハローワークの双方で具体的な情報共有を行うことで、支援対象者の抱える複合的な課題を把握でき、ニーズや状況に合った支援を行うことができている。
- ・日頃から協力体制が確立されていることで、支援対象者の最新の状況の把握や早急な対応が可能となり、支援の方向性の決定や軌道修正がスムーズとなっている。

|| 区と連携したチーム支援により、抱え込まない相談体制を構築

- ・事業の特性上、深刻な問題を抱える方々と相談するため、支援者自身も心理的に抱え込んでしまい、自分ひとりで何とかしなければいけないと思いがちだが、ジョブスポットの場合は区の各支援員とのつながりが非常に密であり、常に区の担当者と相談しながら支援を進められるため、チームで支援を行うという気持ちが持てることに常に感謝している。

5. 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること

● 支援対象者の支援における工夫

規則正しい生活を送れるように来所日時を決める

- ・支援対象者の支援に当たっては「来所時に次回来所日程を決めること」が重要。特に、就労にブランクがある方や失業期間が長期化している方等は生活リズムが乱れている傾向。そのため、「朝から仕事に行けるように、今から練習をしましょう」ということで朝9時に予約をする等、来所日時を工夫している。

選考不調時の理由分析をしっかりと話し合う

- ・不採用になった原因や理由について詳細はわからないことが多いため、面接時の様子を確認しながら、話し合いを通じて問題点や改善点をあぶり出し、次回の面接に向けた対策を練っている。

● 支援対象者の応募先の確保における工夫

過去に採用歴のある企業を中心に面接を働きかけ

- ・対象者が希望する求人について、求人条件を満たしていない場合があるため、企業に応募の連絡をする際、支援対象者の了解を得た上で、不足部分を補うようなアピール情報を伝え、まずは本人と会って面接してもらえるよう依頼している。
- ・対象者と同様のケースの方を採用した実績がある企業を探すなど、見込みがありそうな求人企業を紹介している。

支援対象者の経済的事情も加味した企業への面接依頼

- ・企業が指定する面接場所（本社所在地など）に出向くための交通費を確保できないケースもあるため、実際に働く場所（例えば区内）で面接してもらえるよう働きかけている。多くの企業ではご理解いただき、現場での面接を受け入れてくれている。

6. 取組みのポイント



自治体職員向けにジョブスポット見学会を実施

- ・区の生活支援課や税務課、保険年金課等の生活困窮者支援に関わりのある区職員を対象に見学会を実施。生活困窮者の方の相談が想定される窓口の担当者に、「区役所の中にジョブスポットがあり、ワンストップで就職の相談ができる」ということを理解いただくための見学会となっている。
- ・見学会では、当施設の概要や支援内容、支援担当者（就職支援ナビゲーター）の紹介、求人検索機の概要等について説明し、理解を促進。このような取組により、支援対象者の掘り起こしや生活困窮者への支援につなげることができている。



生活困窮者等を対象とした就職面接会の開催

・ハローワーク主催、港北区役所の後援により、区役所内にて就職面接会を開催。支援対象者の面接機会の確保および企業への理解促進につながっている。求職者にとっては、通い慣れた場所での面接、交通費軽減等のメリットがあり、ジョブスポットとしても、支援対象者の面接時の様子が分かる等、今後の支援にも活かすこともできている。

7. 今後の課題・展望

- ・支援対象者の抱える課題は多岐にわたっており、年々より複雑になっている。それに伴い、幅広い領域に対応するための就職支援ナビゲーターの技術向上の機会と自主的な学習・トレーニングが不可欠。
- ・また、こうした課題や就労の前段階の諸問題の解決に向け、外部の支援機関（障がいや若者、高齢関係など）との連携がより重要に。自治体の福祉事務所を各種関係機関との連携のハブとして、さらに連携体制を強固にしていくことよい。

No.6 ジョブ縁ながの

自立相談支援機関との連絡会議等を活用することで、
ハローワーク単独では支援できなかった事案を解決に結びつける

1. ハローワーク管内の状況

- 「ジョブ縁ながの」は、長野市役所内に設置されたハローワーク常設窓口。
- 「ジョブ縁ながの」を管轄するハローワーク長野管内の状況は次のとおり。

管轄区域	長野市(篠ノ井公共職業安定所及び須坂公共職業安定所の管轄区域を除く。)、上水内郡	有効求人倍率※1	1.54倍(全国:1.20倍)																						
月間有効求人数※1	7,605人	月間有効求職者数※1	4,946人																						
職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>有効求人倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>職業計※2</td><td>1.43</td></tr> <tr><td>専門的・技術的職業</td><td>2.21</td></tr> <tr><td>事務的職業</td><td>0.44</td></tr> <tr><td>販売の職業</td><td>2.53</td></tr> <tr><td>サービスの職業</td><td>2.79</td></tr> <tr><td>保安の職業</td><td>14.79</td></tr> <tr><td>生産工程の職業</td><td>2.73</td></tr> <tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.51</td></tr> <tr><td>建設・採掘の職業</td><td>4.56</td></tr> <tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.44</td></tr> </tbody> </table>	職業	有効求人倍率	職業計※2	1.43	専門的・技術的職業	2.21	事務的職業	0.44	販売の職業	2.53	サービスの職業	2.79	保安の職業	14.79	生産工程の職業	2.73	輸送・機械運転の職業	1.51	建設・採掘の職業	4.56	運搬・清掃等の職業	0.44
職業	有効求人倍率																								
職業計※2	1.43																								
専門的・技術的職業	2.21																								
事務的職業	0.44																								
販売の職業	2.53																								
サービスの職業	2.79																								
保安の職業	14.79																								
生産工程の職業	2.73																								
輸送・機械運転の職業	1.51																								
建設・採掘の職業	4.56																								
運搬・清掃等の職業	0.44																								
職業別有効求人倍率※1 (常用パート)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>有効求人倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>職業計※2</td><td>1.08</td></tr> <tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.32</td></tr> <tr><td>事務的職業</td><td>0.53</td></tr> <tr><td>販売の職業</td><td>1.82</td></tr> <tr><td>サービスの職業</td><td>3.70</td></tr> <tr><td>保安の職業</td><td>16.17</td></tr> <tr><td>生産工程の職業</td><td>1.22</td></tr> <tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>建設・採掘の職業</td><td>1.67</td></tr> <tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.66</td></tr> </tbody> </table>	職業	有効求人倍率	職業計※2	1.08	専門的・技術的職業	1.32	事務的職業	0.53	販売の職業	1.82	サービスの職業	3.70	保安の職業	16.17	生産工程の職業	1.22	輸送・機械運転の職業	1.84	建設・採掘の職業	1.67	運搬・清掃等の職業	0.66
職業	有効求人倍率																								
職業計※2	1.08																								
専門的・技術的職業	1.32																								
事務的職業	0.53																								
販売の職業	1.82																								
サービスの職業	3.70																								
保安の職業	16.17																								
生産工程の職業	1.22																								
輸送・機械運転の職業	1.84																								
建設・採掘の職業	1.67																								
運搬・清掃等の職業	0.66																								

※1…令和4年1月時点

※2…「職業計」には、「管理的職業」「農林漁業の職業」「職業分類不能」を含む。

2. 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景

- 連携先部署：長野県福祉事務所、長野市生活支援課、長野市子どもみらい課、生活就労支援センター「まいさぽ長野市(市社会福祉協議会)」、「まいさぽ信州長野(県社会福祉協議会)」(いずれも自立相談支援機関)。
- 連携の開始時期：平成28年1月にジョブ縁ながのを設置。
- 連携の強化に至った背景：生活保護受給者等就労自立促進事業として、市役所での巡回相談やワンストップ相談を実施してきたが、就労以外にも複合的な課題を抱える支援対象者が増加。長野市や社会福祉協議会からの働きかけを受け、経済面、健康面、生活面の支援も含めたチーム支援を実施するため、ハローワーク職員が常駐するジョブ縁ながのを設置。

3. 自治体・外部との連携内容

●市・自立相談支援機関との連携

|| 隣接する市・自立相談支援機関とのタイムリーな連携

- ・ジョブ縁ながのが併設されている市の生活支援課や、同敷地内にある市の自立相談支援機関である生活就労支援センター「まいさぽ長野市」と日常的に連携。県の自立相談支援機関である「まいさぽ信州長野」も徒歩圏内にあるため、一つの窓口での相談から間を置くことなく、タイムリーに多面的な支援を行うことができる点がメリット。
- ・定例の連絡会議を月に1回実施。ジョブ縁ながのにおける前月の就職者数等の動向について資料を作成し、自治体との確実な情報共有を実施。
- ・定例会議のほか、市が主催する支援調整会議にも参加。支援対象者ごとの詳細な状況の説明を受けたり、今後ジョブ縁ながのにおける支援対象者となる可能性のある方についても、事前に情報共有を実施。

4. 自治体との連携が進むことによって得られているメリットや効果

|| 対応困難な事例を関係機関で多角的に検討

- ・連絡会議の場を活用し、対応困難なケースの事例研究を実施。ハローワークにおける就労支援の観点に加えて、自立相談支援機関の専門職の視点からも検討を行い、支援策を深堀り。複数の機関による多角的な検討によって、解決の糸口や他の支援対象者への支援の参考となり、支援者の資質向上にも繋がる。

|| 関係機関のノウハウの活用が、就職困難者の就労支援につながる

- ・関係機関同士で支援策を共有することにより、従来はハローワーク単独の支援では困難だった事例が解決に繋がる場合がある。支援対象者の生活状況や諸課題を深堀りするため、個別の事情を把握している自立相談支援機関に協力を依頼している。関係機関のノウハウの活用が早期の課題解決に資する。

|| 支援対象者の意欲が高い状態で関係機関の支援につなぐ

- ・関係機関同士の距離的な近さを活かし、市の相談窓口での相談後、「すぐ隣のハローワークにご案内できますよ」と支援対象者を当窓口へ誘導する場合も。支援対象者の意欲が高い状態でタイムリーな支援を行うことができる点はメリット。

5. 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること

● 支援対象者の支援における工夫

- ・ハローワークの担当者が単独で支援するのではなく、関係機関と共にチーム支援を行うことが重要。また、完全予約制の面談を行うにあたって、支援対象者に次回の面談までに行う課題（求人内容の確認、履歴書への記載内容の棚卸等）を提示している。これにより、予約時間を守ることや求職活動の意識づけに繋がっている。
- ・最初からフルタイム就労を目指すのではなく、短時間や短期間の求人などのスマールステップを設定して応募・就労することにより、支援対象者に自信をつけてもらい、次の段階への移行を目指す支援が効果的。

● 支援対象者の応募先の確保における工夫

- ・一般求人の中から、過去に生活困窮者を採用した企業の傾向を分析し、より採用可能性の高い求人をリストアップして支援対象者に提供。支援対象者の希望を踏まえた求人に加えて、経験や経歴を活かせる求人があれば、ハローワークから本人に提案。生活困窮者の受け入れ企業の傾向分析は求人提供にあたって有用。

6. 取組みのポイント



自治体と連携することにより、きめ細かな支援が可能

- ・自立相談支援機関等の関係機関との情報交換を密に行うことにより、支援対象者の生活環境を詳細に把握できるため、一般のハローワーク窓口よりもきめ細かな相談業務を実施している。
- ・就職後に困りごとが生じた場合は、退職を決意する前に、気兼ねなく当窓口に連絡をしてほしいと伝えている。職場定着に支障となる原因を早期に把握し、長く仕事を続けられる方法がないか、共に検討している。



支援対象者に週1回の来所を意識づける

- ・週1回の来所を目標として、次回の相談までに何らかの宿題を示すことで、支援対象者の求職活動への意識向上につながる。初回面談の際に、毎週求職活動を進めていくことについて支援対象者と意識合わせをすることで、真剣に求職活動に取り組む姿勢を構築。

7. 今後の課題・展望

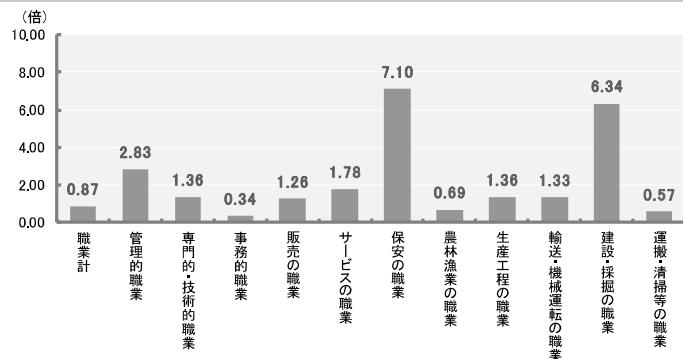
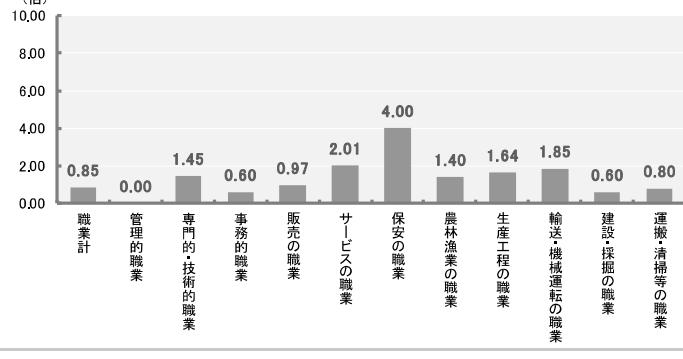
- ・ジョブマッチングは県内唯一の一体的実施施設のため、周辺の自治体においても同様の施設を拡充することで、自治体との連携を推進し、より多くの地域で困難事例への多角的な対応が可能となるのではないか。
- ・関係機関との連携をこれまで以上に強固なものにすることで、支援の有効性が増すものと認識。

No.7 ワークサポートながた

3か月以内に就労に結びつけることを目標に、
就職支援セミナーや就職説明会等の各種支援を展開

1. ハローワーク管内の状況

- 「ワークサポートながた」は、長田市役所内に設置されたハローワーク常設窓口。
- 「ワークサポートながた」を管轄するハローワーク神戸管内の状況は次のとおり。

管轄区域	神戸市（ハローワーク 三田、灘、明石及び西神 の管轄区域を除く）	有効求人倍率※1	1.03倍（全国：1.20倍）																										
月間有効求人数※1	16,167人	月間有効求職者数※1	15,757人																										
職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)			 <table border="1"><caption>職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)</caption><thead><tr><th>職業</th><th>倍率</th></tr></thead><tbody><tr><td>職業計</td><td>0.87</td></tr><tr><td>管理的職業</td><td>2.83</td></tr><tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.36</td></tr><tr><td>事務的職業</td><td>0.34</td></tr><tr><td>販売の職業</td><td>1.26</td></tr><tr><td>サービスの職業</td><td>1.78</td></tr><tr><td>保安の職業</td><td>7.10</td></tr><tr><td>農林漁業の職業</td><td>0.69</td></tr><tr><td>生産工程の職業</td><td>1.36</td></tr><tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.33</td></tr><tr><td>建設・採掘の職業</td><td>6.34</td></tr><tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.57</td></tr></tbody></table>	職業	倍率	職業計	0.87	管理的職業	2.83	専門的・技術的職業	1.36	事務的職業	0.34	販売の職業	1.26	サービスの職業	1.78	保安の職業	7.10	農林漁業の職業	0.69	生産工程の職業	1.36	輸送・機械運転の職業	1.33	建設・採掘の職業	6.34	運搬・清掃等の職業	0.57
職業	倍率																												
職業計	0.87																												
管理的職業	2.83																												
専門的・技術的職業	1.36																												
事務的職業	0.34																												
販売の職業	1.26																												
サービスの職業	1.78																												
保安の職業	7.10																												
農林漁業の職業	0.69																												
生産工程の職業	1.36																												
輸送・機械運転の職業	1.33																												
建設・採掘の職業	6.34																												
運搬・清掃等の職業	0.57																												
職業別有効求人倍率※1 (常用パート)			 <table border="1"><caption>職業別有効求人倍率※1 (常用パート)</caption><thead><tr><th>職業</th><th>倍率</th></tr></thead><tbody><tr><td>職業計</td><td>0.85</td></tr><tr><td>管理的職業</td><td>0.00</td></tr><tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.45</td></tr><tr><td>事務的職業</td><td>0.60</td></tr><tr><td>販売の職業</td><td>0.97</td></tr><tr><td>サービスの職業</td><td>2.01</td></tr><tr><td>保安の職業</td><td>4.00</td></tr><tr><td>農林漁業の職業</td><td>1.40</td></tr><tr><td>生産工程の職業</td><td>1.64</td></tr><tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.85</td></tr><tr><td>建設・採掘の職業</td><td>0.60</td></tr><tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.80</td></tr></tbody></table>	職業	倍率	職業計	0.85	管理的職業	0.00	専門的・技術的職業	1.45	事務的職業	0.60	販売の職業	0.97	サービスの職業	2.01	保安の職業	4.00	農林漁業の職業	1.40	生産工程の職業	1.64	輸送・機械運転の職業	1.85	建設・採掘の職業	0.60	運搬・清掃等の職業	0.80
職業	倍率																												
職業計	0.85																												
管理的職業	0.00																												
専門的・技術的職業	1.45																												
事務的職業	0.60																												
販売の職業	0.97																												
サービスの職業	2.01																												
保安の職業	4.00																												
農林漁業の職業	1.40																												
生産工程の職業	1.64																												
輸送・機械運転の職業	1.85																												
建設・採掘の職業	0.60																												
運搬・清掃等の職業	0.80																												

※1…令和4年1月時点

2. 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景

- 連携先の自治体：神戸市長田区
- 連携の開始時期：平成25年9月にワークサポートながたを設置。
- 背景：平成20年度のリーマン・ショック以降、生活保護受給者や生活困窮者が急増。25年度には生活困窮者自立促進モデル事業を開始、神戸市との協定締結後、同9月にワークサポートながたを開設。

3. 自治体・外部との連携内容

● 区・自立相談支援機関との連携

|| 隣接する関係機関と密な連携を実現

- ・区役所の生活支援課内に設置されている自立相談支援機関の「くらし支援窓口（長田）」と連携。 ワークサポートながたは区の生活支援課に隣接しており、別フロアの社会福祉協議会も含め、密接に連携。

|| 支援調整会議の場でケースごとの個別情報を共有

- ・支援対象者はくらし支援窓口での相談後に、ワークサポートながたへ誘導。くらし支援窓口と月に1回支援調整会議を行い、情報共有や意見交換を実施。
- ・支援調整会議では、くらし支援窓口から進行中のケースの支援状況を説明し、インテーク面接やアセスメントシートの内容を踏まえて、個別ケースの支援の方向性を協議。

4. 自治体との連携が進むことによって得られているメリットや効果

|| インテーク・アセスメントシートの共有により、支援対象者の特性を事前に把握

- ・インテーク・アセスメントシートの共有により事前に支援対象者の情報を把握することは非常に効果的。当窓口での初回面談時には就労関連の聞き取りが中心となるため、本人からの申告を除いて、生活状況まで踏み込んだ確認が難しい場合がある。このため、連絡会議で共有される、くらし支援窓口のインテーク情報や役割分担の意識合わせは有用。

5. 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること

● 支援対象者の支援における工夫

- ・生活困窮者の場合、支援期間が長期化するとなかなか就労に結びつかないケースが多いことから、「3ヶ月以内に就労に結びつける」ことをひとつの目標としている。
- ・応募書類や履歴書の作成支援、求人検索機の利用方法の指導も効果的な支援。効率の良い求職活動のポイントを押さえることで、就労に結びつきやすくなる。

● 支援対象者の応募先の確保における工夫

- ・支援対象者が応募を希望する求人票の内容について、可能な限り事業所への事前確認を行っている。具体的には、どのような能力・経験がある方を想定しているのか等、求人票に記載がない内容を事業所に確認し、事前に情報収集しておくことが重要。
- ・ハローワークの求人以外にも、求人情報誌や新聞情報、ネット上の求人等からも支援対象者にマッチした募集がないか情報収集を行っている。

6. 取組みのポイント



区の職員を対象としたワークサポートの研修会を実施

- ・年度当初に、区の職員を対象とした当窓口に関する研修会を開催。生活支援課内の生活保護担当者、相談支援員、ケースワーカー等に対して、当窓口の支援内容に関する説明を行い、自治体職員の理解を促している。



支援対象者向けの就職支援セミナーの開催

- ・2か月に1回、支援対象者向けの就職支援セミナーを開催。ハローワーク神戸の協力を得ながら、模擬面接や履歴書の書き方支援を実施。ハローワーク神戸の担当者による面接指導等を通じて、当窓口での支援担当者とは異なる視点からの気づきが得られる。
- ・支援対象者の中でも、セミナー受講者は求職活動への意欲が向上し、就職に結びつきやすいため、効果的な取組として今後も継続していきたい。



区と連携した支援対象者向けの就職説明会の開催

- ・コロナ禍以前は、年に数回、職種や支援対象者の属性ごとに就職説明会を開催。区役所の会議室を利用し、10社ほどの採用担当者が参加。その場で採用になる場合や、後日書類選考を行う場合等様々であるが、支援対象者の求職活動が着実に前進する機会となっている。

7. 今後の課題・展望

- ・当窓口から自治体に対しては、積極的な支援要請をお願いしているが、自治体によって意識の差があり、支援対象者の属性によっては誘導が少ないと感じる場合がある。まずは自治体の関係部局内で連携を進めていただき、当窓口への支援要請が促進されるとよい。
- ・一体的実施窓口を他の地域にも展開することにより、さらに就労支援が促進されるのではないか。

No.8 呉市就労支援窓口

支援調整会議への参加により、市役所内へのハローワークの周知が進み、福祉部局以外とも連携した就労支援を展開

1. ハローワーク管内の状況

- 「呉市就労支援窓口」は、呉市役所内に設置されたハローワーク常設窓口。
- 「呉市就労支援窓口」を管轄するハローワーク呉管内の状況は次のとおり。

管轄区域	呉市、江田島市	有効求人倍率※1	1.01倍(全国:1.20倍)																						
月間有効求人数※1	3,316人	月間有効求職者数※1	3,274人																						
職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>有効求人倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>職業計※2</td><td>1.03</td></tr> <tr><td>専門的・技術的職業</td><td>2.13</td></tr> <tr><td>事務的職業</td><td>0.40</td></tr> <tr><td>販売の職業</td><td>1.41</td></tr> <tr><td>サービスの職業</td><td>2.09</td></tr> <tr><td>保安の職業</td><td>1.59</td></tr> <tr><td>生産工程の職業</td><td>2.19</td></tr> <tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.31</td></tr> <tr><td>建設・電気工事の職業</td><td>6.17</td></tr> <tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.99</td></tr> </tbody> </table>	職業	有効求人倍率	職業計※2	1.03	専門的・技術的職業	2.13	事務的職業	0.40	販売の職業	1.41	サービスの職業	2.09	保安の職業	1.59	生産工程の職業	2.19	輸送・機械運転の職業	1.31	建設・電気工事の職業	6.17	運搬・清掃等の職業	0.99
職業	有効求人倍率																								
職業計※2	1.03																								
専門的・技術的職業	2.13																								
事務的職業	0.40																								
販売の職業	1.41																								
サービスの職業	2.09																								
保安の職業	1.59																								
生産工程の職業	2.19																								
輸送・機械運転の職業	1.31																								
建設・電気工事の職業	6.17																								
運搬・清掃等の職業	0.99																								
職業別有効求人倍率※1 (常用パート)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>有効求人倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>職業計※2</td><td>0.85</td></tr> <tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.15</td></tr> <tr><td>事務的職業</td><td>0.57</td></tr> <tr><td>販売の職業</td><td>1.76</td></tr> <tr><td>サービスの職業</td><td>2.97</td></tr> <tr><td>保安の職業</td><td>1.36</td></tr> <tr><td>生産工程の職業</td><td>2.41</td></tr> <tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.30</td></tr> <tr><td>建設・電気工事の職業</td><td>0.50</td></tr> <tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.59</td></tr> </tbody> </table>	職業	有効求人倍率	職業計※2	0.85	専門的・技術的職業	1.15	事務的職業	0.57	販売の職業	1.76	サービスの職業	2.97	保安の職業	1.36	生産工程の職業	2.41	輸送・機械運転の職業	1.30	建設・電気工事の職業	0.50	運搬・清掃等の職業	0.59
職業	有効求人倍率																								
職業計※2	0.85																								
専門的・技術的職業	1.15																								
事務的職業	0.57																								
販売の職業	1.76																								
サービスの職業	2.97																								
保安の職業	1.36																								
生産工程の職業	2.41																								
輸送・機械運転の職業	1.30																								
建設・電気工事の職業	0.50																								
運搬・清掃等の職業	0.59																								

※1…令和4年1月時点

※2…「職業計」には、「管理的職業」「農林漁業の職業」「職業分類不能（職業未定者）」を含む。

2. 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景

- 連携先部署：呉市福祉事務所、呉市自立支援室（社会福祉協議会に委託）、呉市子育て支援課
- 連携の開始時期：平成26年10月
- 連携の強化に至った背景：自治体との協定に基づき、生活保護受給者、児童扶養手当受給者を支援対象としていたところ、平成26年度に生活困窮者自立支援法が施行された際に、生活困窮者への支援を協定に追加。

3. 自治体・外部との連携内容

●市・自立相談支援機関との連携

|| 生活支援課、子育て支援課、自立相談支援機関との密な連携を実施

- ・生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度を所管している福祉事務所、児童扶養手当等を所管している子育て支援課、自立相談支援機関である生活支援課自立支援室（窓口の委託先は呉市社会福祉協議会）の3部門と連携。生活困窮者については、福祉事務所からの支援要請を受けて、生活支援課自立支援室の担当者と打ち合わせを実施。
- ・呉市就労支援窓口は、生活支援課及び自立相談支援機関に隣接しており、日頃から円滑なコミュニケーションや連携ができている。

|| 連携の深化とともに、定例会議に加えて随時の打ち合わせを実施

- ・開設当初は完全予約制により支援していたが、連携が進むにつれて、自治体側の窓口に相談に来られた方の即時支援要請が増加。
- ・相談予約がある場合は、市担当者とあらかじめ対応方針を相談するほか、対象者や連携先に応じて月1回ずつ支援調整会議を開催。
- ・相談や対応を臨機応変に行うようになってからは、市担当者との連携の敷居も低くなり、定例の支援調整会議に加えて、関係者が様々な知識を持ち寄って随時に打ち合わせを行っている。

●子育て支援課や就労準備支援事業者との連携

|| 子育て支援課からの児童扶養手当受給者等の支援要請

- ・児童扶養手当受給者や母子家庭の方を支援する、市子育て支援課が同じフロアにあり、就労支援を希望する方については、本人の同意を得て当窓口で支援要請を受けている。

|| 市を経由した就労準備支援プログラム受講者の支援要請

- ・呉市が民間委託している就労準備支援事業の支援プログラム受講者について、就労準備性が整い、就労支援への切り替えが有効と判断された場合、市を経由して支援要請されることも。

4. 自治体との連携が進むことによって得られているメリットや効果

|| 市の保有する社会資源を活用し、就労支援につなぐ

- ・路上生活状態で、お金や食べ物がないという方については、市生活支援課自立支援室が食糧支援を実施。併せて、一時的な住まいが必要な場合には、生活保護法に基づき呉市が設置する救護施設の一室を利用して、一時的な入居施設に。当窓口と自立相談支援機関が支援を行い、就職が決定したことで賃貸物件への入居審査をクリアできた事案も。市の資源や制度を活用することで、複合的な課題を抱えた方への多面的な支援が可能になっている。

5. 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること

● 支援対象者の支援における工夫

- ・市の福祉事務所やハローワークには、看護師や社会福祉士等の有資格者が在席しているため、支援方針の検討にあたって様々な知見を持ち寄り、総合的な支援を行うことが可能。

● 支援対象者の応募先の確保における工夫

- ・支援対象者の希望の求人が見つからない場合は、過去に求人提出があった事業所等に個別に問い合わせ、募集状況を確認。求人条件の緩和を事業所に依頼することもあり、フルタイム求人を提出している事業所に対して、短時間勤務を希望する求職者の状況を伝え、条件緩和により採用に至ったケースも。

6. 取組みのポイント



「断らない支援」を原則に

- ・当窓口の開設当初から、市役所に来所した方については、特別な阻害要因がない限り、原則的に支援を断らない方針。実際に支援対象者本人に会ってみないと分からないことも多いため、まず相談を行う場合も。こうした取組みも市との信頼関係を築く一助となった。



支援調整会議への参加が、市役所内へのハローワークの周知につながる

- ・市生活支援課自立支援室が開催する支援調整会議に参加することで、福祉事務所以外の市の職員に対して、同じ庁舎内にハローワークが設置されていることを知つもらう機会にもなっている。

- ・支援調整会議への参加を通じて、商工振興課が開催するビジネスや会計に関するセミナーを当窓口の支援対象者が受講する機会や、税務関係部署での税金滞納者の支援依頼、コロナ対応のための市役所内の臨時雇用求人への職業紹介等、市役所内の他部局との連携事例も生まれた。当窓口が市役所内の福祉部門以外にも認知されることで、就労支援が必要な場合に当施設を頼りにしてもらえる雰囲気ができつつある。

7. 今後の課題・展望

- ・事業開始当初は、生活保護受給者の支援要請が多くたが、近年では高齢化する生活困窮者への支援や、将来的に困窮するおそれのあるひきこもりの方々への支援の重要性が明らかになってきた。
- ・求職者のニーズが多様化し、就職の緊要度が高い方ばかりではなく、就職に先立って一定期間準備が必要な方も多い。福祉的な観点も含めた就労支援が求められていると感じる。

No.9 ハローワーク高松・ジョブコーナー

ハローワークと自立相談支援機関の助け合い、
相互補完機能が支援対象者の就労支援実績向上につながる

1. ハローワーク管内の状況

- ・「ハローワーク高松・ジョブコーナー」は、高松市役所内に設置されたハローワーク常設窓口。
- ・「ハローワーク高松・ジョブコーナー」を管轄するハローワーク高松管内の状況は次のとおり。

管轄区域	高松市、香川郡、木田郡	有効求人倍率※1	1.67 倍 (全国: 1.20 倍)																										
月間有効求人数※1	11,989 人	月間有効求職者数※1	7,182 人																										
職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)	<table border="1"><caption>職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)</caption><thead><tr><th>職業</th><th>倍率</th></tr></thead><tbody><tr><td>職業計</td><td>1.43</td></tr><tr><td>管理的職業</td><td>1.62</td></tr><tr><td>専門的・技術的職業</td><td>2.22</td></tr><tr><td>事務的職業</td><td>0.61</td></tr><tr><td>販売の職業</td><td>2.19</td></tr><tr><td>サービスの職業</td><td>2.87</td></tr><tr><td>保安の職業</td><td>13.17</td></tr><tr><td>農林漁業の職業</td><td>1.11</td></tr><tr><td>生産工程の職業</td><td>2.64</td></tr><tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>2.56</td></tr><tr><td>建設・採掘の職業</td><td>5.30</td></tr><tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>1.10</td></tr></tbody></table>	職業	倍率	職業計	1.43	管理的職業	1.62	専門的・技術的職業	2.22	事務的職業	0.61	販売の職業	2.19	サービスの職業	2.87	保安の職業	13.17	農林漁業の職業	1.11	生産工程の職業	2.64	輸送・機械運転の職業	2.56	建設・採掘の職業	5.30	運搬・清掃等の職業	1.10		
職業	倍率																												
職業計	1.43																												
管理的職業	1.62																												
専門的・技術的職業	2.22																												
事務的職業	0.61																												
販売の職業	2.19																												
サービスの職業	2.87																												
保安の職業	13.17																												
農林漁業の職業	1.11																												
生産工程の職業	2.64																												
輸送・機械運転の職業	2.56																												
建設・採掘の職業	5.30																												
運搬・清掃等の職業	1.10																												
職業別有効求人倍率※1 (常用パート)	<table border="1"><caption>職業別有効求人倍率※1 (常用パート)</caption><thead><tr><th>職業</th><th>倍率</th></tr></thead><tbody><tr><td>職業計</td><td>1.47</td></tr><tr><td>管理的職業</td><td>0.50</td></tr><tr><td>専門的・技術的職業</td><td>2.60</td></tr><tr><td>事務的職業</td><td>0.71</td></tr><tr><td>販売の職業</td><td>3.21</td></tr><tr><td>サービスの職業</td><td>3.89</td></tr><tr><td>保安の職業</td><td>13.92</td></tr><tr><td>農林漁業の職業</td><td>2.53</td></tr><tr><td>生産工程の職業</td><td>3.31</td></tr><tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.42</td></tr><tr><td>建設・採掘の職業</td><td>0.23</td></tr><tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>1.61</td></tr></tbody></table>	職業	倍率	職業計	1.47	管理的職業	0.50	専門的・技術的職業	2.60	事務的職業	0.71	販売の職業	3.21	サービスの職業	3.89	保安の職業	13.92	農林漁業の職業	2.53	生産工程の職業	3.31	輸送・機械運転の職業	1.42	建設・採掘の職業	0.23	運搬・清掃等の職業	1.61		
職業	倍率																												
職業計	1.47																												
管理的職業	0.50																												
専門的・技術的職業	2.60																												
事務的職業	0.71																												
販売の職業	3.21																												
サービスの職業	3.89																												
保安の職業	13.92																												
農林漁業の職業	2.53																												
生産工程の職業	3.31																												
輸送・機械運転の職業	1.42																												
建設・採掘の職業	0.23																												
運搬・清掃等の職業	1.61																												

※1…令和4年1月時点

2. 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景

- ・連携先部署：市福祉事務所生活福祉課、市自立支援センター、こども家庭課
- ・連携の開始時期：平成25年10月
- ・連携の強化に至った背景：従来からハローワーク高松が福祉事務所と連携し、生活保護受給者の相談窓口を設置。高松市が生活困窮者自立支援モデル事業を実施した際に、自立支援センター高松とも連携を開始。

3. 自治体・外部との連携内容

●市・自立相談支援機関との連携

|| 生活福祉課、自立相談支援機関と気軽に話し合える関係性を構築

- ・市との連携に当たっては、市福祉事務所生活福祉課、自立相談支援機関「自立相談支援センターたかまつ（高松市社会福祉協議会に委託）」、ひとり親家庭の方等を所管するこども家庭課と主に連携。
- ・当窓口は生活福祉課と同じフロアに設置、自立相談支援機関とは徒歩圏内。予約相談までに支援方針の打ち合わせを行い、面談後も問題や相談事項が生じる都度、お互いの機関を訪問したり、電話で直接相談しあえる関係。
- ・支援対象者自身が課題を認識できていないことも多いため、各支援機関の立場からアセスメント情報を共有し、優先事項を見極めたうえで役割を分担して支援。就労以外の阻害要因については、自立支援センターの支援員がコーディネート。
- ・応募を重ねても採用に至らない場合、履歴書の書き方や面接での受け答えを確認したり、ソーシャルスキルトレーニングを行う等の支援も実施。

|| 困難性が高い対象者を適切な機関にリファー

- ・一般就労が困難な場合は、本人の日常生活・社会生活の支援や、居場所づくりとして、就労準備支援事業や認定就労訓練事業、地域若者サポートステーション等へ案内。

4. 自治体との連携が進むことによって得られているメリットや効果

|| 関係機関からの積極的な支援要請、チーム支援

- ・良好な関係性を踏まえ、各機関から積極的に支援要請を受けている。お互いが専門性を活かしたアセスメントを行い、きめ細かなチーム支援により高い就職率を維持している。

|| 事前の情報共有によるスピーディな求人提案

- ・自治体の支援員が本人から聴取した求職条件（勤務地、時間、経験、職種等）について、事前に情報提供を受け、当窓口での初回相談時に、10件以上のマッチング求人を支援員に提案。支援員から本人に連絡後、面談を前倒しして応募に至ったケースがあった。

5. 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること

●支援対象者の支援における工夫

- ・社会的なつながりが希薄で孤立している支援対象者が多く、初職で定着に失敗して人間関係のトラブルを繰り返してしまう方や、成功体験がないために乗り越え方が分からぬ方も。信頼して相談できる相手がない場合が多いため、就職後も本人の状況を把握し、困りごと

が生じたら気軽に当窓口に連絡してもらえる距離感を保っている。

- ・職場で困りごとや課題を抱えたときは、支援対象者から当窓口に電話を入れてもらい、親身に相談に乗ることで早期離職の歯止めとなっている。

●支援対象者の応募先の確保における工夫

- ・手持ち資金に余裕がない支援対象者には日払い・週払いの求人提供を行う等、個別のニーズに応じた提案を行っている。ハローワーク求人以外に、インターネットや求人情報誌の求人も活用するほか、過去に求人を提出した事業所に直接問い合わせ、求人開拓を行う場合もある。

6. 取組みのポイント

孤立した状態の支援対象者への一体的な支援

- ・孤立状態の支援対象者は自尊心や自己肯定感が低下している場合が多いため、信頼関係の構築を重視しつつ、本人の働く目的、意識、置かれた状況への理解を深め、支援対象者がめざす働き方を理解して阻害要因を整理することが重要。自立相談支援機関や市とワンチームとなり、継続的に機能することで支援が充実。

求人リクエストカードの活用

- ・求人応募まで時間的な余裕がある場合は、本人の希望を踏まえ、「求人リクエストカード」を活用し、ハローワーク高松本所の事業所部門と連携して求人開拓を実施。例えば、支援対象者が希望する分野の有効求人がない場合、新規求人が見込まれる事業所に対して、個人名を伏せて希望条件や経験職種・保有資格に関する情報をもとに求人開拓を行う仕組み。

7. 今後の課題・展望

- ・生活困窮者自立支援法の施行から7年が経過し、住居確保給付金受給者や、生活困窮者が増加傾向。困窮状態からの脱却のためにも、生活保護の受給に至る前の早期支援が重要。
- ・自立相談支援機関の機能や役割を理解し、支援対象者の就労経験等に応じて、複合的な課題にも対応できるネットワークづくりが重要。新型コロナウイルス関連の生活支援策等の知識・理解を深め、本人の意向を考慮して共に課題を解決していく姿勢が必要。

第4章 資料編

福祉事務所設置自治体の参考資料

【フェイスシート（1）（宮城県岩沼市）】

フェイスシート				
初回記入日	令和 年 月 日		記入者	
対象者	氏名(年齢)	生年月日 歳	住 所 (電話番号)	(自家・公営・民営) (- -) 家庭図(記載例は裏面参照)
	世帯構成			
生育歴 生活史				
生活習慣	生活リズム: 起床(:) 就寝(:) 特記事項() 食 事: 外 出: 趣味・特技:			
医 療	既往歴			
	診断名	医療機関名	内服	備考
福 祉	現病歴			
	診断名	医療機関名	内服	備考
※高額医療費利用 有・無				
福 祉	手 帳: 無・有(身体 級・療育 級・精神 級) 自立支援医療: 無・有 サービス: 無・有()			
支援経過、現状と課題等				
本人の主訴 (希望・意向)				
家族の主訴 (希望・意向)				
関係機関 (支援状況)				
経済状況	生保受給: 有・無 収入: 給料(月額) 円 年金(月額) 円 種類[] 手当(月額) 円 (就労先:) 資産: 不動産(土地・家屋・その他) ローン(有・無) 自動車(普通・軽・貨物・バイク等)			

【フェイスシート（2）（宮城県岩沼市）】

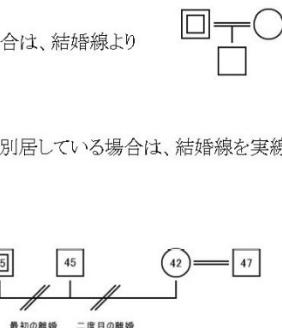
経済状況	任意保険加入(有・無)【金額 貴金属等(貴金属・債権・その他) 生命保険(有・無)【金額 医療・介護:医療費【直近3ヶ月平均 介護サービス費【直近3ヶ月平均 預貯金・現金等の保有状況:有(円)・無	円/年額】 】 円】 円】 円】 ※稼働能力、扶養義務者の状況等の聴取も実施
	電気	停止中・使用中(滞納額: 円)・滞納無
	ガス	停止中・使用中(滞納額: 円)・滞納無
	水道	停止中・使用中(滞納額: 円)・滞納無
	携帯電話	停止中・使用中(滞納額: 円)・滞納無
	家賃(円)	滞納有(額: 円)・滞納無
	金融機関 負債の状況	借入先:(借入額: 円)・借入無
		借入先:(借入額: 円)・借入無
		その他 借入先:(借入額: 円)・借入無
	税金(国保税等)の滞納状況	滞納有(額: 円)・滞納無
	権利擁護	不要・要()
	緊急時の対応	

<基本図形の紹介>

- 1 図形による性別に関して:男性は「四角」、女性は「丸」で表現します。年齢を図形の中に記載します。
- 2 本人の表示に関して:ジェノグラムの中心となるご本人のみ「二重のマーク」を使用します。
- 3 死亡者に関して:死亡している方は「黒塗り図形」又は「図形に×」を記入して表現します。
- 4 その他図形の使用方法 *キーパーソン(星) *養子

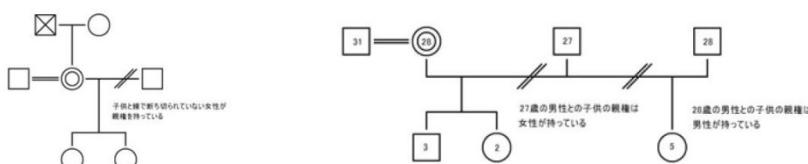
<図形の繋ぎ方>

- 1 結婚は図形同士を「実線」又は「二重線」で結び表現します。子どもがいる場合は、結婚線より下にぶら下げるようになります。
- 2 離婚している場合は、結婚線を斜め二重線で引き、図形同士を区切れます。別居している場合は、結婚線を実線の斜め線で引きます。
- 3 離婚後の再婚は該当の対象者から複数の線で婚姻関係を表示します。



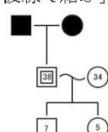
4 親権を表現する描き方

離婚後どちらの親が子どもの親権を持っているのかについては、離婚線を境に子どもをぶら下げるによって表現します。



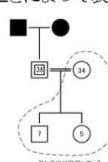
5 内縁を表現する描き方

内縁関係は男女を「波線で結ぶ」ことによって表現します。



6 同居の描き方

同居関係は円を描くことによって表現します。



【相談つなぎシート（1）（宮城県岩沼市）】

暮らしをまるごとサポートするための **相談つなぎシート**

記入日	令和 年 月 日	受付者	所属〔 〕	氏名〔 〕
-----	----------	-----	-------	-------

➤ **対象者**

ふりがな				
氏名				
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	生年月日(年齢)	大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)	
住所	〒989-24 岩沼市			
電話	自宅		携帯	
来談者 注) 対象者 以外の場合 記入	ふりがな 氏名	(歳)	対象者と の関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄:) <input type="checkbox"/> その他()
	住所	〒 -		
	電話	自宅:	携帯:	

➤ **相談の内容**

1. 相談したい内容に○をつけてください。相談したいことが複数ある場合は、全てに○をし、一番お困りのことには◎をおつけください。

病気や健康	こころのケア	子育て・教育
障害	介護	ひきこもり
生活費・家計	税金や公共料金の支払い	債務
就労	DV・虐待について	成年後見制度
家族関係	地域との関係	消費生活相談
その他()		

2. 相談したいことを具体的にご記入ください。

➤ **支援機関から連絡する場合の連絡方法について**

① 連絡先 [氏名:]	電話番号[☎]
② 連絡希望時間帯など <input type="checkbox"/> あり()	・ <input type="checkbox"/> なし

相談支援にあたり、このシートを必要となる関係機関(者)に提供することに同意します。

年 月 日

署名

印

(相談員記入欄) ※同意を得られない理由、特記等

〔
〕

【相談つなぎシート（2）（宮城県岩沼市）】

相談内容	初回相談日： 年 月 日() ～ () 対応者：所属〔 〕 氏名〔 〕 體〔 〕		
	【生活歴・現在の状況等】		【家族構成】
			続柄 氏名（年齢） 職業 _____ _____
	【主訴】		_____
	【頼れる方】 いる・いない（理由： 氏名：（続柄） 電話：		家族の状況（健康状態など）
	【助言内容】		
【処遇】 当部署の継続支援：あり・なし			
※他の部署への相談が必要な場合 			
つなぎ先①	【予約日時】 年 月 日() ～ () 【職員同行：有・無】 【つなぎ先】 所属() 担当者() 體()		
	【対応を依頼したい事項】		
つなぎ先②	【予約日時】 年 月 日() ～ () 【職員同行：有・無】 【つなぎ先】 所属() 担当者() 體()		
	【対応を依頼したい事項】		
つなぎ先③	【予約日時】 年 月 日() ～ () 【職員同行：有・無】 【つなぎ先】 所属() 担当者() 體()		
	【対応を依頼したい事項】		

【相談つなぎシート（3）（宮城県岩沼市）】

◎つながれた機関にて支援の内容や結果を記入し、初回相談対応機関にご報告ください。（別途記録表の添付での報告も可。）

【相談支援の経過報告書】

相談日： 年 月 日（ ）～（ ）：

相談者（年齢）		
報告者	〔所 属〕 〔連絡先〕	〔氏 名〕

【状況報告】

【当部署の処遇】 繙続〔他機関へのつなぎ：□有（機関名 ）・□無〕
 終了〔他機関へのつなぎ：□有（機関名 ）・□無〕

【備 考】

報告日： 年 月 日

【高槻市職場体験等実施に係る覚書（1）（大阪府高槻市）】

高槻市職場体験等実施に係る覚書

高槻市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が就労支援を行う生活保護受給者、生活困窮者及び就職困難者のうち、職場体験等への参加が有効であると判断し、決定したもの（以下「支援対象者」という。）の受け入れについて、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本職場体験等は、支援対象者が就労に必要な実践的な知識・技能等を習得するとともに、社会との関わりの不安の解消や就労意欲の向上等のための就労準備を整えることで、一般就労に向けた基礎能力の形成を図ることを目的とする。

（職場体験等の内容）

第2条 〇〇〇〇〇。なお、その他の作業については、甲乙で協議して定める。

（確認書の取り交わし）

第3条 前条で定められた職場体験等の内容及び支援対象者の守秘義務等について、乙と支援対象者の間において、職場体験実施前に確認書を取り交わすこととし、乙はその写しを甲に提出するものとする。

（支援対象者の個人情報の管理）

第4条 乙は、この覚書による業務を処理するための支援対象者の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（支援対象者の保険加入）

第5条 甲は、支援対象者の傷害等に備えるため、傷害保険及び賠償責任保険へ加入するものとする。

（協力金の支給について）

第6条 甲は、職場体験等終了後、高槻市職場体験等協力金支給要領 第4条に基づき、乙に協力金を支給する。

【高槻市職場体験等実施に係る覚書（2）（大阪府高槻市）】

(受入れの中止)

第7条 支援対象者の不適切な行為等により受入れの継続が著しく困難であると乙から申し出がある場合は、双方協議の上、当該支援対象者の受入れを中止することができる。

(覚書の有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は契約の締結日から令和2年3月31日とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 本覚書に定めのない事項または本覚書に疑義が生じた時は、甲乙協議の上、誠意をもって解決にあたる。

- 2 甲又は乙は、本覚書を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1ヶ月前までに書面により、相手方に通知するものとする。
- 3 本覚書を変更する必要が生じた時は、甲乙協議の上、双方の押印ある書面により改訂する。

本覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名、押印の上、各1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 大阪府高槻市桃園町2番1号
高槻市
代表者 高槻市長 濱田 剛史

乙

【高槻市職場体験等協力金支給要領（大阪府高槻市）】

高槻市職場体験等協力金支給要領

(目的)

第1条 稼働能力は有しているものの、社会との関わりに不安を抱えており、また、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図ることを目的として、事業所等での職場体験等を実施するにあたり、これを奨励するための協力金の支給に関して必要な事項を定める。

(対象事業所等)

第2条 前条の目的に賛同し、高槻市被保護者及び生活困窮者就労準備支援事業、高槻市被保護者等就労支援事業における職場体験等を受け入れる市内の事業所等。

(職場体験等の実施に係る覚書)

第3条 職場体験等の実施に際しては、原則、1日3時間以上8時間以内の週5日以内とし、その他の事項については、別紙の覚書を締結するものとする。

(職場体験等の受入事業所等への協力金の支給)

第4条 職場体験等の受入事業所等に対しては、受入事業所等の請求に基づき、受入人数1人につき1日当たり3,000円以内の協力金を審査の上、支給する。ただし、協力金の支給は、予算の範囲内とする。

(協力金の支給)

第5条 受入事業所等は、前条に定める協力金の請求に際し、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 職場体験等協力金請求書（様式第1号）
- (2) 職場体験等実施簿（様式第2号）

(支給の取消し等)

第6条 前条の協力金の支給に故意の不正が判明した場合は、協力金の支給の決定を取り消し、又は、協力金の全部又は一部を返還させることができる。

附則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

実習評価チェックリスト記録表

実習日：
支援対象者：

実習先名：
担当者：

令和 年 月 日

項目	実習開始時点		備考		実習後 できている すばらしい	備考
	要努力	できている	すばらしい	要努力		
1 見だし込み					社会自立	社会的性質
2 出勤状況						
3 接拶						
4 会話						
5 言葉づかい						
6 非言語コミュニケーション						
7 協調性						
8 感情のコントロール						
9 意思表示						
10 共同作業						
11 仕事場のルールの理解					就労自立	就労意欲
12 指示内容の理解						
13 作業意欲						
14 作業態度						
15 就労能力の自覚						
16 作業速度						
17 作業の正確性						
18 作業能率の向上						
19 持続力						
20 仕事の報告						
21 仕事の連絡						
22 仕事の相談						
23 危険への対処						
24 環境変化の対応						

【職場体験シート（大阪府高槻市）】

職場体験シート

職場体験の目標		
	セールス ポイント	<input type="checkbox"/> 作業面 <input type="checkbox"/> 対人面 <input type="checkbox"/> 考え方・行動の特徴
特性	苦手なこと	<input type="checkbox"/> 作業面 <input type="checkbox"/> 対人面 <input type="checkbox"/> 考え方・行動の特徴
体調面		
理解や配慮を してほしいこと		

対象者名（ ） 支援者名（ ）

2 ハローワークの（生保型一体的実施施設）の参考資料

【区役所向けジョブスポット見学会資料（ジョブスポット港北）】

区役所向け
ジョブスポット見学会資料

求人検索も体験していただけます！
お気軽にお越しください。

ジョブ・スポット港北のご案内

ジョブスポット港北は「生活保護受給者等就労自立促進事業」により平成27年3月に港北区役所内に開設されたハローワーク港北の出先機関です。

生活保護等で区役所を訪れる方（下記参照）にワンストップでの就労支援を行っています。

ご利用いただける方

- ☆生活支援課より一体的自立支援事業実施対象者と認められた方
- ☆児童扶養手当を受給されている方
(現在就労中で、転職や增收などのご希望のある方も含む)

ジョブスポットの就労支援とは

相談は、基本予約制で1回50分の面談を週1回程度のペースで行います。ケースワーカーさんの意向を踏まえて、就労支援員さんと連携しながら進めています。

おひとりおひとりの希望や状況に応じ相談・アドバイスをいたします。

- ☆仕事の探し方・選び方
- ☆応募書類（履歴書・職務経歴書、志望動機・自己PRなど）の作り方
- ☆面接対策
必要に応じて模擬面接も行います。

求人検索もできます

来所者端末での操作は簡単です

職種・就労場所・休日・給与など条件を設定して求人情報を探します。

ジョブスポット担当者からもご希望に合う求人をご提案し、積極的な応募を促します。

